

国 都 計 第 1 2 7 号  
平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

各都道府県及び指定都市  
都市計画主務部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の  
都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について（技術的助言）

「平成 2 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日閣議決定）において、「一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、原則として変更箇所に係る決定権者が都市計画を決定できることを明確化し、地方公共団体に通知する。」こととされた。

この閣議決定を踏まえ、一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

## 記

1. 一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の都市計画道路に係る都市計画を変更する場合は、変更箇所に係る都市計画を定めるべき者が変更することが望ましい。すなわち、変更箇所が一般国道又は都道府県道部分のみの場合については都道府県が、市町村道部分のみの場合については市町村が変更することが望ましい。
2. 変更箇所が一般国道又は都道府県道部分と市町村道部分の双方を含む場合は、事務の合理化を図る観点から、都道府県が変更することが望ましい。なお、都道府県と市町村による協議の上、一般国道又は都道府県道部分について都道府県が、市町村道部分について市町村がそれぞれ変更することも考えられる。